

熊本市東部堆肥センター条例の一部改正について

熊本市東部堆肥センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市東部堆肥センター条例の一部を改正する条例

熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「の販売等」を「（以下単に「堆肥」という。）の販売、家畜の排せつ物を搬入した者に対する堆肥の提供等」に改める。

第4条の見出し中「使用者」を「センターへの搬入ができる者」に改め、同条第1項中「前条第1号に規定する事業を利用するためのセンターへの家畜の排せつ物の搬入（以下「センターの使用」という。）をする」を「センターに家畜の排せつ物を搬入する」に、「畜産農家」を「個人又は法人その他の団体（以下「対象畜産農家等」という。）」に改め、同条第2項中「前条第1号に規定する事業における受入れの対象は、前項に規定する畜産農家」を「受入れの対象となる家畜の排せつ物は、対象畜産農家等」に、「同項」を「前項」に、「当該畜産農家」を「当該対象畜産農家等」に、「受けた者（以下「使用者」という。）」を「受けて家畜の排せつ物を搬入する者」に改め、同条第3項中「第1項に規定する畜産農家以外の者にセンターの使用をさせ、又は」を「対象畜産農家等以外の者から家畜の排せつ物を受け入れ、又は対象畜産農家等から」に改める。

第5条第1項中「センターの使用」を「次に掲げる行為（以下「センターの使用」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) センターへの家畜の排せつ物の搬入

(2) 堆肥の提供を受けた者が行う当該堆肥の散布のための機器の使用

第6条第3号中「施設」の次に「(堆肥の散布のための機器を含む。以下同じ。)」を加える。

第7条第2項中「使用者」を「使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)」に改める。

第8条第1項中「別表に掲げる」を「次の各号に掲げる使用料の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 家畜の排せつ物の搬入に係る使用料 別表第1に定める額

(2) 堆肥の散布のための機器の使用に係る使用料 別表第2に定める額

第8条第3項中「受入対象排せつ物」を「家畜の排せつ物」に改める。

第13条第3号中「事業」の次に「(堆肥の販売に関するものを除く。)」を加える。

第14条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表中「別表」を「別表第1」に、「につき」を「までごとに」に改め、同表備考を削り、同表の次に次の表を加える。

別表第2(第8条関係)

| 区分 | | 使用料 |
|----------|-----------------|---------|
| 1時間までごとに | | 3,000円 |
| 半日 | 午前9時から午後0時45分まで | 9,000円 |
| | 午後1時15分から午後5時まで | 9,000円 |
| 1日 | 午前9時から午後5時まで | 18,000円 |

備考 センターを使用できる時間内において、半日の区分の利用者で午前9時から
の使用をするものが使用時間を延長する場合又は午後1時15分からの使用をする
ものが使用時間を繰り上げる場合における当該延長した時間又は繰り上げた時
間の使用料は、1時間までごとに3,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

東部堆肥センターの附属設備に関する使用料を定める等のため、所要の改正を行

う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。